

# 京都地方税機構第1次広域計画期間内の取組み

〔平成26年2月  
京都地方税機構〕

## 1 徴収業務の取組み

- 共同化後の3年間で、構成団体から530億円の移管を受け、そのうち337億円を収納し、収納率は63.6%。25年度への繰越額は、142億円で、不納欠損等処理額を含めると73.3%を整理。

### ▶ 徴収業務の取り組み状況

(単位：百万円)

	府税	市町村税	計
移管額 (a)	12,073	40,929	53,002
収納額 (b)	8,404	25,331	33,735
不納欠損等額 (c)	1,653	3,438	5,091
繰越額 (d) (a-b-c)	2,016	12,160	14,176
うち執行停止額	304	1,357	1,661
収納率 b/a	69.6	61.9	63.6
整理率 (b+c)/a	83.3	70.3	73.3

(注) 不納欠損等額の中には、不納欠損のほか、調定減など構成団体で移管額を減額したものも含む。

- 個別事案に応じた的確な差押えの執行に努めた結果、滞納処分の3年間の実績は、差押が16,245件、参加差押が1,588件、交付要求が3,839件で、滞納処分合計21,672件となっており、差押財産の公売など滞納処分により収入した金額は、20億円で、収納額の5.8%を占めている。【別紙1】
- 徴収業務の取組みに当たっては、的確な滞納処分の実施に加え、次の効果的、効率的な取組みを実施。

- ・総合的な納付計画が可能となる納税相談窓口の一元化
- ・コンビニ納税による納税環境の整備
- ・催告センターによる早期の文書・電話催告
- ・地方事務所での年間業務計画の策定、地域特性に応じた業務執行

### (1) 税目別の状況 【別紙2】

- 税目別に見ると、移管額では固定資産税・都市計画税が全体の31.0%に当たる164億円、個人住民税が156億円で29.4%を占めており、両税目で、全体の60.4%。続いて、国民健康保険(税)料(18構成団体が移管)、自動車税、不動産取得税の順。

- 収納額は、固定資産税・都市計画税が全体の33.0%に当たる111億円、個人住民税が99億円で29.2%を占めており、両税目で、全体の62.2%。続いて、自動車税、国民健康保険（税）料、不動産取得税の順。
- 収納率は、移管額の6割を占める、固定資産税・都市計画税及び個人住民税が、それぞれ67.8%、63.3%となっており、収納率が最も高い自動車税が、80.0%、最も低い国民健康保険（税）料が、46.2%。

## (2) 構成団体の状況

### ア 徴収率の状況 【別紙3】

- 構成団体の徴収率（国民健康保険（税）料除く）は、平成24年度で96.3%と、共同化前（平成21年度）と比較すると0.6ポイント上昇しており、そのうち、構成団体市町村においては94.8%で、1.6ポイント上昇し平成23年度以降、全国平均を上回っている。府においては、97.3%で0.1ポイントの上昇。
- 国民健康保険（税）料に係る移管構成団体の徴収率は、平成24年度で79.6%と、共同化前と比較すると4.3ポイント上昇。

### イ 滞納繰越額の状況 【別紙4】

- 次年度への滞納繰越額（市町村は、6月末調定額）は、平成24年度が139億円と共同化前（平成21年度）と比較すると41億円減少しており、そのうち構成団体市町村においては、29億円、府においては、12億円の減少。

## 2 移管件数及び滞納者数の推移

- 機構に移管を受けた滞納者（構成団体間での名寄せ前）は、平成25年5月末で84,277人と、平成22年5月末と比較して、6,228人減少。そのうち、府税で87人、市町村税で6,141人減少。一方で、年間の構成団体からの移管件数は、新たに国民健康保険料の移管団体などもあり、増加傾向。

### ▶ 移管件数及び滞納者数の推移

年度	5月末滞納者数（人）			年間移管件数（件）		
	府税	市町村税	計	府税	市町村税	計
22	18,365	72,140	90,505	42,533	330,261	372,794
23	19,373	76,651	96,024	46,068	330,332	376,400
24	19,239	69,391	88,630	45,551	339,485	385,036
25	18,278	65,999	84,277			
25-22	△87	△6,141	△6,228			

### **3 法人課税事務の取組み**

#### **(1) 申告書等の受付**

- 機構から一括して作成送付した府税と市町村税の申告案内書に基づいて提出された確定申告書等を受付・審査するとともに、国税資料調査等による更正・決定と合せ、24年度は約11万件を調定処理。

#### **(2) 未申告法人等調査**

- 大型商業施設のテナント調査や構成団体からの情報提供に基づき、府内に事業所を有していながら申告書を提出していない法人の捕捉や、機構に集約された課税データの突合により、24年度は約31百万円の申告・納付を指導。

### **4 その他（広域計画の取組み）**

#### **(1) 研修事務**

- 毎年、京都市町村振興協会主催の「税務担当職員初任者研修会（納税事務）」の講師を機構派遣職員が担当するほか、23年度には「不動産公売実務研修」、「管理職員等研修（行政対象暴力への対処方法）」を開催し、構成団体の徴収担当職員のスキルアップに寄与。

#### **(2) 相談・支援事務**

- 徴収業務に関する相談事務は、構成団体の求めに応じ随時対応し、円滑な事務処理に寄与。  
なお、申告受付、減免事務、納付相談等についても支援を実施しているが、機構と構成団体の役割分担が定着し、減少傾向。（22年度：209日延べ626人→24年度：52日延べ57人）

### **5 まとめ**

- 徴収業務の共同化を開始して3年で、構成団体の徴収率の向上、増収・経費削減など共同化の目的を一定水準まで達成。今後、徴収率等の向上を更に図るためには、効率的な業務執行方法の確立によって移管滞納案件の整理を進める必要。  
そのために、確実なデータ連携の実現、新規滞納を発生させない納税計画の立案指導、適時・適切な滞納処分、状況に応じた執行停止などを一層徹底する。  
なお、構成団体における納期内納付の推進や適切な債権管理は、徴収率向上に大きく影響するため、連携を密にし、協力体制を構築する。
- 法人課税事務の共同化は、平成24年4月から本格稼働しているところであり、業務開始当初は多少の混乱があったものの、現在では安定した事務処理が定着。  
今後とも、電算システム改修を含めた事務処理方法の工夫・改善を行い、納税者の利便性を確保しながら、業務の効率化と適正な課税を図る。

## 【別紙1】

機構における徴収業務の取組状況（滞納処分の執行状況 平成22年度～平成24年度）

## ○滞納処分件数（平成22年度～平成24年度 執行分）

（単位：件）

処分の内容	対象財産	22年度	23年度	24年度	計	
差押え	不動産	381	519	669	1,569	
	動産	87	69	82	238	
	債権	預貯金	1,519	3,089	4,658	9,266
		給料	169	343	575	1,087
		生命保険	259	669	1,216	2,144
		その他	336	662	943	1,941
	計	2,283	4,763	7,392	14,438	
計	2,751	5,351	8,143	16,245		
参加差押え 二重差押え	不動産	382	431	407	1,220	
	動産	5	4	4	13	
	債権	66	95	194	355	
	計	453	530	605	1,588	
交付要求		1,429	1,187	1,223	3,839	
滞納処分	計	4,633	7,068	9,971	21,672	

## ○換価状況（平成22年度～平成24年度 充当額）

（単位：千円）

区分	22年度	23年度	24年度	計	
公売代金受入金	36,036	17,625	93,699	147,360	
債権差押受入金	預貯金	137,214	227,684	364,073	728,971
	給料	15,963	46,712	92,429	155,104
	生命保険	25,564	87,254	136,001	248,819
	その他	51,197	87,857	134,436	273,490
	小計	229,938	449,508	726,938	1,406,384
差押現金	1	596	551	1,148	
交付要求受入金	123,016	196,138	98,781	417,935	
計	388,992	663,866	919,969	1,972,827	

（注）徴収金への充当額を記載

## 【別紙2】

## 税目毎の徴収業務の取組状況

(単位:百万円、%)

	固定資産税・ 都市計画税		個人住民税		国民健康保険 税(料)		自動車税		不動産取得税		個人事業税		その他		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
移管額 (a)	16,430	31.0	15,581	29.4	7,253	13.7	5,837	11.0	2,806	5.3	878	1.7	4,217	8.0	53,002	100.0
収納額 (b)	11,143	33.0	9,861	29.2	3,353	9.9	4,669	13.8	1,924	5.7	642	1.9	2,143	6.4	33,735	100.0
不納欠損等額 (c)	1,412	27.7	729	14.3	943	18.5	306	6.0	238	4.7	72	1.4	1,391	27.3	5,091	100.0
繰越額(a-b-c) (d)	3,875	27.3	4,991	35.2	2,957	20.9	862	6.1	644	4.5	164	1.2	683	4.8	14,176	100.0
収納率(b/a)	67.8		63.3		46.2		80.0		68.6		73.1		50.8		63.6	
整理率(b+c)/a	76.4		68.0		59.2		85.2		77.0		81.3		83.8		73.3	

【別紙3】

## 構成団体における徴収率の推移

(単位:%)

年度	府内市町村(京都市除く)			京都府			計			全国市町村平均	都道府県平均
	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計		
19	98.4	15.9	93.4	99.1	29.1	98.0	98.9	20.4	96.5	93.7	97.2
20	98.2	17.3	93.3	99.2	35.2	97.9	98.9	24.2	96.3	93.6	96.9
21	98.3	18.6	93.2	98.8	31.7	97.2	98.6	23.8	95.7	93.3	96.1
22	98.4	19.4	93.3	98.7	35.0	96.8	98.6	25.9	95.4	93.3	96.0
23	98.6	23.6	94.1	99.0	34.3	97.2	98.8	28.0	95.9	93.7	96.2
24	98.7	26.5	94.8	99.0	36.4	97.3	98.9	30.8	96.3		96.5
24-21	0.4	7.9	1.6	0.2	4.7	0.1	0.3	7.0	0.6		0.4

&lt;参考:国民健康保険(税)料移管団体の徴収率の推移&gt;

(単位:%)

年度	現年課税	滞納繰越	計
19	94.6	13.8	80.1
20	93.2	12.8	76.2
21	92.8	11.9	75.3
22	93.2	13.0	76.4
23	93.8	16.2	77.8
24	94.4	19.7	79.6
24-21	1.6	7.8	4.3

## 共同化前後の滞納繰越額の比較

## ＜市町村税＞

(単位:百万円、%)

税目	22年度への繰越額 a	25年度への繰越額 b	比較(b-a)	
			増減額	割合
個人市町村民税	3,700	3,034	-666	82.0
法人市町村民税	185	184	-1	99.5
固定資産税	5,513	3,728	-1,785	67.6
都市計画税	424	309	-115	72.9
小計	5,937	4,037	-1,900	68.0
軽自動車税	173	155	-18	89.6
市町村たばこ税	0	0	0	—
特別土地保有税	284	28	-256	9.9
入湯税	4	2	-2	50.0
その他	0	0	0	—
計 (A)	10,283	7,440	-2,843	72.4

(参考)

国民健康保険(税)料	3,155	2,904	-251	92.0
------------	-------	-------	------	------

## ＜府税＞

(単位:百万円、%)

税目	22年度への繰越額 a	25年度への繰越額 b	比較(b-a)	
			増減額	割合
個人府民税	4,437	3,972	-465	89.5
法人府民税	132	140	8	106.1
個人事業税	207	165	-42	79.7
法人事業税	396	197	-199	49.7
不動産取得税	1,185	891	-294	75.2
ゴルフ場利用税	34	0	-34	0.0
軽油引取税	390	211	-179	54.1
自動車税	872	860	-12	98.6
その他	7	2	-5	28.6
計 (B)	7,660	6,438	-1,222	84.0

(A) + (B)	17,943	13,878	-4,065	77.3
-----------	--------	--------	--------	------

「京都地方税機構広域計画」新旧対照表

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">京都地方税機構広域計画</p> <p>第1 広域計画の概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>1 広域計画の策定趣旨</p> <p>京都地方税機構広域計画（以下「広域計画」という。）は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図りながら、地方税の課税に関わる一部の事務、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務並びに構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備等に関する事務を、総合的、効果的、効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。</p> <p>2 広域計画の期間及び改定</p> <p>広域計画の期間は、<u>平成21年度から平成25年度までの5か年間</u>とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">京都地方税機構<u>第2次</u>広域計画</p> <p>第1 広域計画の概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>1 広域計画の策定趣旨</p> <p>京都地方税機構<u>第2次</u>広域計画（以下「<u>第2次</u>広域計画」という。）は、<u>第1次広域計画の基本方針を踏襲し</u>、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図りながら、地方税の課税に関わる一部の事務、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務並びに構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備等に関する事務を、総合的、効果的、効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。</p> <p>2 広域計画の期間及び改定</p> <p><u>第2次</u>広域計画の期間は、<u>平成26年度から平成30年度までの5か年間</u>とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下略&gt;</p>